

中央区

自転車の交通ルール付

2026年4月から

自転車にも交通反則通告制度が導入されました

自転車事故のない安全で安心な社会
実現のために、16歳以上であれば、
信号無視やながらスマホなどの全
113種類の交通違反に対して反則金
が課されるようになりました。
自転車を運転する際は、交通ルール・
マナー・自転車安全利用五則を守り
安全運転を心掛けましょう。

お問合せ 中央区環境土木部交通課 03-3543-0211(代表)

自転車マップ

Chuo City Cycling Map

令和8年8月版

自転車

2026年4月から

自転車にも交通反則通告制度が導入されました

自転車事故のない安全で安心な社会
実現のために、16歳以上であれば、
信号無視やながらスマホなどの全
113種類の交通違反に対して反則金
が課されるようになりました。
自転車を運転する際は、交通ルール・
マナー・自転車安全利用五則を守り
安全運転を心掛けましょう。

お問合せ 中央区環境土木部交通課 03-3543-0211(代表)

パソコンやスマートフォンで見やすいWEB版は随時更新！

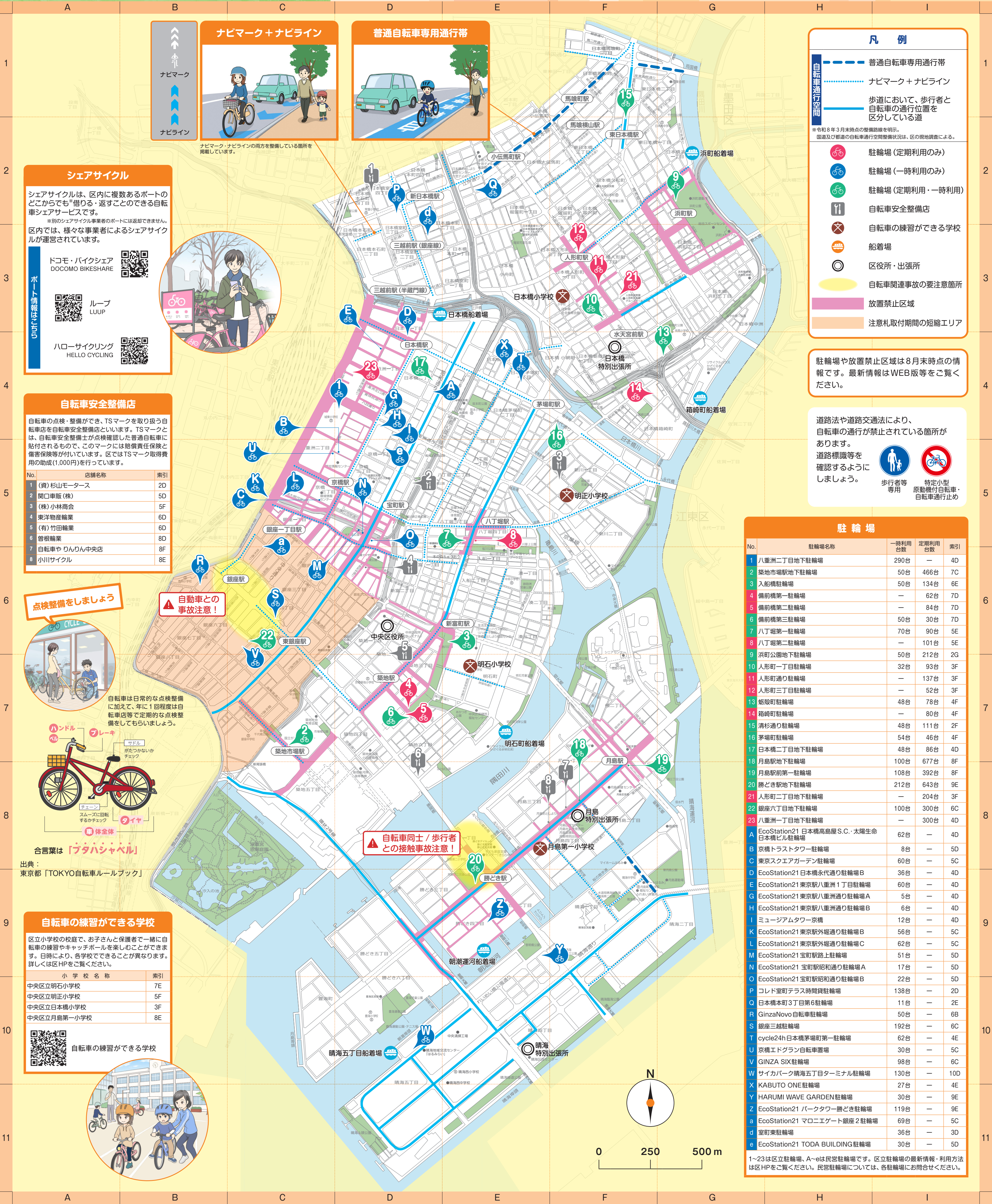
自転車マップ

Chuo City Cycling Map

WEB版

自転車の利用に、自転車マップ。駐輪場の
場所や放置禁止区域、安心して通行できる
道や修理できるお店がわかります。

スマートフォン等を手で保持して、自転車に乗りな
がら画面を注視する行為は禁止されています。自転車
マップは、自転車を停車させて確認してください。



シェアサイクル

シェアサイクルは、区内に複数あるポートの
どこからでも*借りる・返すことのできる自転
車シェアサービスです。
※別のシェアサイクル事業者のポートには返却できません。
区内では、様々な事業者によるシェアサイ
クルが運営されています。

ドコモ・バイクシェア
DOCOMO BIKESHARE

ループ
LUUP

ハローサイクリング
HELLO CYCLING

自転車安全整備店

自転車の点検・整備ができ、TSマークを取り扱う自
転車店を自転車安全整備店といいます。TSマークと
は、自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に
貼付されるもので、このマークには賠償責任保険と
傷害保険等が付いています。区ではTSマーク取得費
用の助成(1,000円)を行っています。

No.	店舗名称	索引
1	(資)杉山モータース	2D
2	関口車販(株)	5D
3	(株)小林商会	5F
4	東洋物産輪業	6D
5	(有)竹田輪業	6D
6	曾根輪業	8D
7	自転車や りんりん中央店	8F
8	小川サイクル	8E

点検整備をしましょう

自転車は日常的な点検整備
に加えて、年に1回程度は自
転車店等で定期的な点検整
備をしましょう。

ハンドル

ブレーキ

サドル

チェーン

タイヤ

車体全体

合言葉は「ブタハジャベル」

出典：
東京都「TOKYO自転車ルールブック」

自転車の練習ができる学校

区立小学校の校庭で、お子さんと保護者と一緒に自
転車の練習やキャッチボールを楽しむことができま
す。日時により、各学校でできることが異なります。
詳しくは区HPをご覧ください。

小学校名称	索引
中央区立明石小学校	7E
中央区立明正小学校	5F
中央区立日本橋小学校	3F
中央区立月島第一小学校	8E

自転車の練習ができる学校

駐 輪 場			
No.	駐輪場名称	一時利用 台数	索引
1	八重洲二丁目地下駐輪場	290台	4D
2	築地市場駅地下駐輪場	50台	7C
3	入船橋駐輪場	50台	6E
4	備前橋第一駐輪場	—	7D
5	備前橋第二駐輪場	—	7D
6	備前橋第三駐輪場	50台	7D
7	八丁堀第一駐輪場	70台	5E
8	八丁堀第二駐輪場	—	5E
9	浜町公園地下駐輪場	50台	2G
10	人形町一丁目駐輪場	32台	3F
11	人形町通り駐輪場	—	3F
12	人形町三丁目駐輪場	—	3F
13	新堀町駐輪場	48台	7F
14	箱崎町駐輪場	—	4F
15	清杉通り駐輪場	48台	2F
16	茅場町駐輪場	54台	4F
17	日本橋二丁目地下駐輪場	48台	4D
18	月島駅地下駐輪場	100台	8F
19	月島駅前第一駐輪場	108台	8F
20	勝どき駅地下駐輪場	212台	9E
21	人形町二丁目地下駐輪場	—	3F
22	銀座六丁目地下駐輪場	100台	6C
23	八重洲一丁目地下駐輪場	—	4D
A	EcoStation21 日本橋高島屋S.C. 太陽生命 日本橋ビル駐輪場	62台	4D
B	京橋トラストタワー駐輪場	8台	5D
C	東京スクエアガーデン駐輪場	60台	5C
D	EcoStation21 日本橋永代通り駐輪場B	36台	4D
E	EcoStation21 東京駅八重洲1丁目駐輪場	60台	4D
G	EcoStation21 東京駅八重洲通り駐輪場A	5台	4D
H	EcoStation21 東京駅八重洲通り駐輪場B	6台	4D
I	ミュージアムタワー京橋	12台	4D
K	EcoStation21 東京駅外堀通り駐輪場B	56台	5C
L	EcoStation21 東京駅外堀通り駐輪場C	62台	5C
M	EcoStation21 宝町駅昭和通り駐輪場	51台	5D
N	EcoStation21 宝町駅昭和通り駐輪場A	17台	5D
O	EcoStation21 宝町駅昭和通り駐輪場B	22台	5D
P	コロド室町テラス時間貸駐輪場	138台	2D
Q	日本橋本三丁目第6駐輪場	11台	2E
R	GinzaNovo自転車駐輪場	50台	6B
S	銀座三越駐輪場	192台	6C
T	cycle24h日本橋茅場町第一駐輪場	62台	4E
U	京橋工ドラン自転車置場	30台	5C
V	GINZA SIX駐輪場	98台	6C
W	サイバーク晴海五丁目ターミナル駐輪場	130台	10D
X	KABUTO ONE駐輪場	27台	4E
Y	HARUMI WAVE GARDEN駐輪場	30台	9E
Z	EcoStation21 パークタワー勝どき駐輪場	119台	9E
a	EcoStation21 マロニエゲート銀座2駐輪場	69台	5C
d	室町東駐輪場	36台	3D
e	EcoStation21 TODA BUILDING駐輪場	30台	5D

1〜23は区立駐輪場、A〜eは民営駐輪場です。区立駐輪場の最新情報・利用方法は区HPをご覧ください。民営駐輪場については、各駐輪場にお問合せください。

あなたは自転車の正しい交通ルールを知っていますか？ ルールを守って、安全・快適に自転車に乗ろう！

自転車安全利用五則

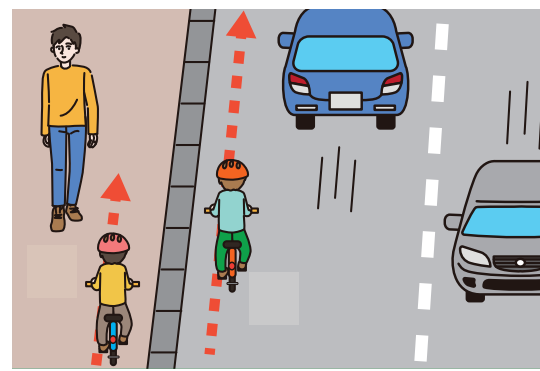
1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

〈歩道を通行することができる場合〉

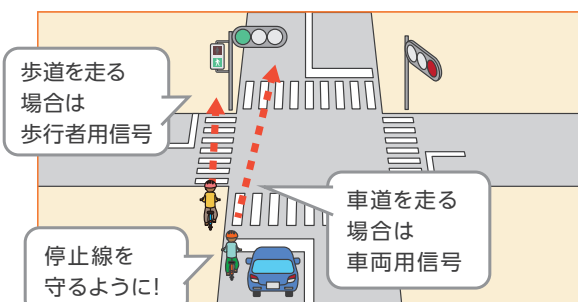
- ・「**普通自転車歩道通行可**」の標識があるところ
- ・13歳未満の子供や、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転しているとき
- ・自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき



歩道を通行する場合は、車道寄りを安全な速度で通行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、止まらなければいけません。



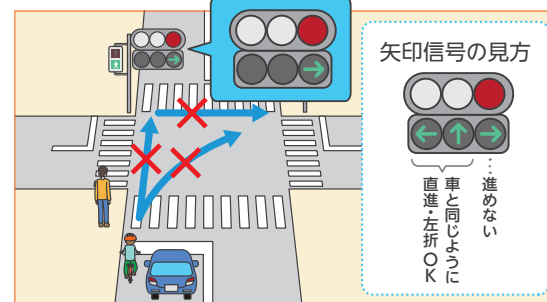
2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



車道を通行中、「歩行者・自転車専用」の表示がない場合、車両用の信号に従わなければいけません。ただし、歩道を通行しているときは、歩行者用の信号に従います。



「歩行者・自転車専用」の表示がある場合、歩行者用の信号に従わなければいけません。



右折する場合は、図のような方法で右折しなければいけません。

3 夜間はライトを点灯



反射材はさまざまなものがあります。車体だけでなくヘルメットや服など、前後左右どこからでも光る工夫をしましょう。

4 飲酒運転は禁止

酒酔い運転は、5年以下の**拘禁刑**又は100万円以下の罰金、**酒気帯び運転**は、3年以下の**拘禁刑**又は50万円以下の罰金となります。



5 ヘルメットを着用

自転車に乗る人はヘルメットの着用が努力義務です。



出典：東京都「TOKYO自転車ルールブック」

こんな場合、どこを通行する？

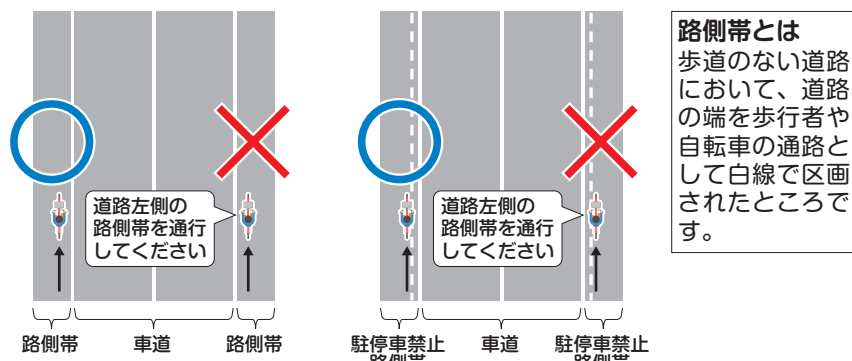
歩道を通行中、歩行者用信号機（二灯式）に「歩行者・自転車専用」の表示がない場合

対面する歩行者用信号機（二灯式）に従って通行します。

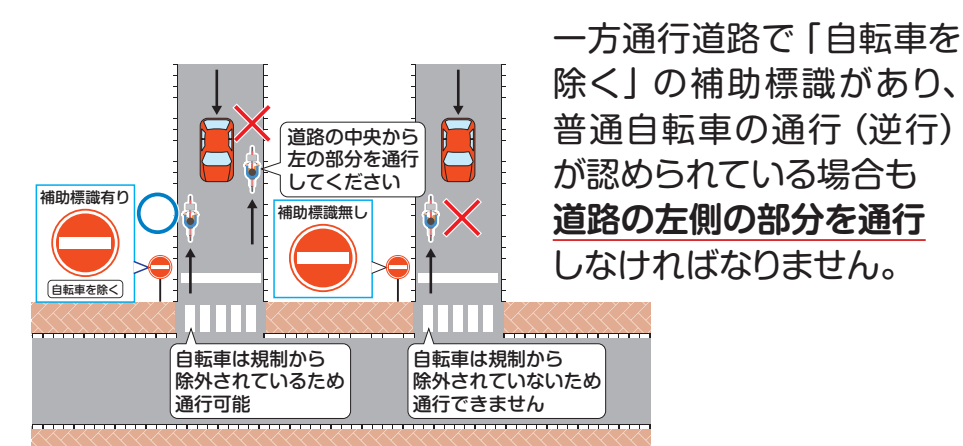


路側帯がある場合

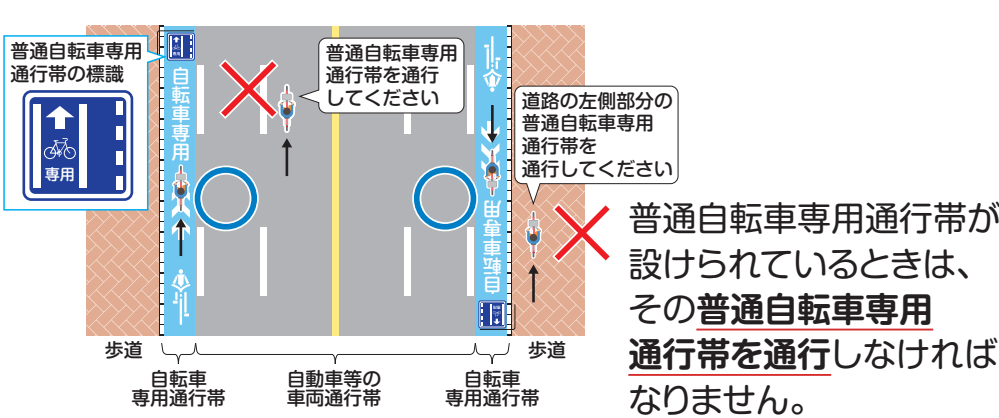
自転車は著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、**路側帯内を通行することができます**。（路側帯の外側を通行することもできます。）



一方通行道路（車道）の場合 ※普通自転車が通行可能な場合



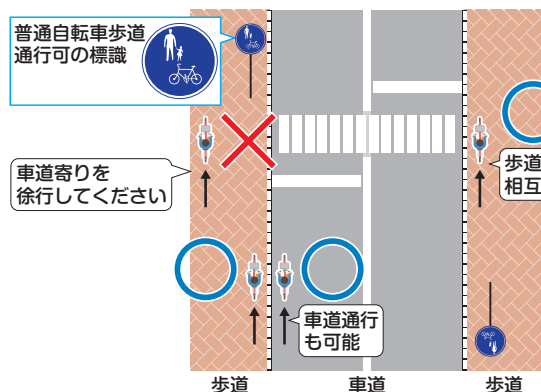
普通自転車専用通行帯がある場合



普通自転車通行指定部分がない歩道の場合

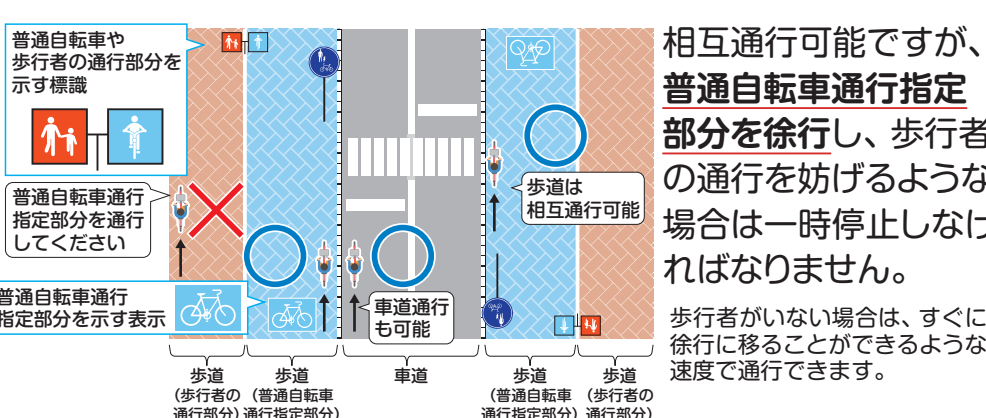
※普通自転車歩道通行可の標識あり

相互通行可能ですが、**中央から車道寄りの部分を徐行し**、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。



普通自転車通行指定部分がある歩道の場合

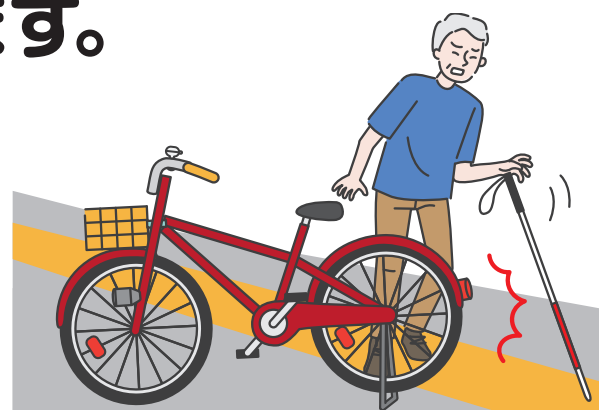
※普通自転車歩道通行可の標識あり



出典：警視庁ホームページ（自転車の交通ルール）

公道上での自転車の放置が多発しています。 自転車は駐輪場に停めましょう。

道路上に駐輪された自転車は、高齢者や子ども、障害のある方等の歩行者の通行の妨げとなり、事故の原因や災害時の活動の支障となります。区では「中央区自転車の放置防止に関する条例」に基づき、関係機関と連携し、道路上にある自転車の撤去や、路上駐輪を防止する啓発、駐輪場の設置を行っています。



出典：東京都「TOKYO自転車ルールブック」

交通反則通告制度（青切符）の導入

（令和8年4月1日施行）

道路交通法の改正により、自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符による交通違反の取締り）が導入されました。

「青切符」は運転者が比較的軽微な交通違反をした場合に適用されます。自動車の交通違反の際に行われていた違反処理方法ですが、令和8年4月1日からは自転車にも適用されることになりました。

信号無視 6,000円 点滅信号を無視した場合 5,000円	指定場所での一時不停止 5,000円	右側通行 6,000円
ながらスマホ（保持） 12,000円	二人乗り並進 3,000円	夜間にライトを点灯せずに走行 5,000円

取締りの対象となる違反行為は、上記のように「車道の右側通行」「信号無視」は反則金6,000円、「指定場所での一時不停止」は反則金5,000円、「ながらスマホといった携帯電話の使用等（保持）」は反則金12,000円 など全113種類あります。



ながらスマホ
反則金
12,000円

一時不停止

反則金
5,000円



この機会に自転車の走行ルールを再確認し、安全な運転を心がけてください。

詳細は、警視庁HPをご覧ください。



出典：東京都「TOKYO自転車ルールブック」

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

リサイクル適性